ることを発見し、サンプリング依頼を行っているのである（甲３１号証の７）。しかし、同書面提出後、実際には、これより更に１６分前に、Ｒ－１９に注意信号、７分前に復水器空気抽出系ガスモニター（Ｒ－１５）が計６回にも亙って注意信号を発信していたことが明るみに出たのである。関西電力（関電と略）が、当初「発見時刻」として発表していた時刻より、運転員が事故の発生を察知できたのは、それより１時間１６分も前だったのである（甲３２号証の２）。事故発見時刻について、関電は三度に亙って事実を隠していたのだ。

この発見時刻のゴマかしは、放射能放出の事実の隠蔽と相俟って、敷地内や近辺にいた一般住民、及び立地町、周辺町村への事故通報の遅れや放置という、何人も許しがたい関電の犯罪を、覆い隠そうとして故意に隠され、ゴマかされたものであることは否定できないものである。後に示すごとく、この関電の姿勢に対しては、住民、関係自治体から強い抗議と怒りの声が上がっているのである。

また、当初発表と異なっているその他の経過事項でみると、記録中の「１４時１０分頃、加圧器逃し弁手動操作（開できず）」についても、当初発表は、同記録中の「１４時２５分頃、加圧器逃し弁手動開く不能と最終的判断」とした時間を、あたかも操作開始時刻であったかのように発表していた（甲３１号証の９）。一刻も早く加圧器逃し弁を開いて、一次系の圧力を下げなければならない緊急事態の中で、「逃し弁スイッチを数回押して」開かなかったのではなく、逃し弁の開放操作は、それより１５分も前に行われており、結局「動かない」と結論するまで１５分間もの貴重な時間が経過し、加圧器補助スプレイによる減圧操作に入るまで、最初に逃し弁スイッチを押してから、実に２４分間もの時間が経過していたのである。この間、加圧器の水位計はゼロを示し続け、原子炉内の水位は下がり続けていた可能性があったのにである。ここでも、関電は、働くことが前提となっている機器類の作動不能が引き起こす重大な事実関係を、少しでも小さく見せようと、故意に操作時間を遅らせて発表したとしか考えられない。

更に、先に示した加圧器補助スプレイ使用時間についても、当初発表は、同記録より５分早い１４時２８分に開始となっていた（甲３１号証の９）。これも、（１頁に続く）

会計報告（'91.7/1～7/31）

収入	
会費	５０、０００
ニュース講読料	６７、０００
コピー代	５、６００
カンパ	５、０００
書面売上金	１８、０００
計	１４５、６００
支出	
ニュース印刷代	２６、００８
郵送料	１９、１５５
振替手数料	８８５
資料費	４３、２２０
事務用品費	８、６００
コピー料	１５、２８３
ゼロックス・リース料	１０、３００
計	１２３、４５１
差引	２２、１４９
積立金合計	１、７１６、２０３

伊方訴訟ニュース

第 216 号
1991年 8 月15日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先 〒530 大阪市北区西天満４－９－15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 大阪３－48780

美浜２号炉事故

「炉心で沸騰せず、を実験で確認」（!?）

通産省の「中間報告」は、美浜２号炉事故の際、炉心が健全であった、と大見得をきったが、その根拠は頼りないコンピュータ計算しかないために、原子力安全委員会の肝入りで日本原子力研究所が追認実験をやっていた。その結果、「事故の全期間、炉心は十分に冷却され沸騰もしていなかったことが確かめられた」との新聞発表(7月17日)があった。

さっそく、研究者有志が、原研から記者会見用の資料を取り寄せたところ、とてもそんな結論が出せそうな実験結果ではなく、詳細なデータも１０月の学会が終るまでは公表出来ないとのことで、引き続き質問書を出すなどして、追究していかれるとのこと。

（４頁から）　加圧器水位がゼロを続けていた「空白」時間での対応の遅れを少しでも少なく見せようとした隠蔽工作の一つであった可能性がある。

もう一つの重大な「ウソ」は、主蒸気隔離弁の作動が７分も遅れたという事実である。

関電は、当初、破断事故が発生したＡ系の蒸気発生器を隔離するため、同日１３時５６分に「Ａの蒸気を逃す弁を閉じた」と発表していた（甲３２号証の３）。しかし、実際は、それより１分前の１３時５５分に同弁の閉止操作に入っていた。ところが、弁は閉まり切らず、あわてて運転員が弁の場所まで走っていき、手動で締めたが、この間に７分間も要したというものだったのである（甲３２号証の２）。

ここでも、事故が起きれば、格納容器に放射能を直ちに閉じ込めることができると主張していた被告らの主張は崩れている。なお、主蒸気隔離弁操作については、本件２号炉審査の関わりからみて、多大な疑問があり、後に具体的に指摘する。

最後に、今回の資料の記録の中で、注目すべきデータの一つとして、②水色で示した加圧器水位計のグラフがある。この水位計は、これまで一般的には知られていないデータである（甲３２号証の４）。先ほどから示している通り、関電のこれまでの「ウソ」と「ゴマ」かしに満ちた発表のやり方も、水位計がゼロとなっている大変な事態の中で、重要な機器が全く、もしくは正常に機能しないという予想もしなかった状況に直面した運転員が、あわてふためきながら、やみくもに事故の各事態に対応しようとしたが、その対応はいずれも後手に回らざるを得なかった、という事実を隠蔽し、過少に見せようとの意図によって行われたものだったということが鮮明になっているのである。（以下次号に続く）

原告準備書面

－美浜２号機事故が実証した
本件安全審査の違法性（２）－

（１９９１年5月３０日提出）

（その１）

目　次

はじめに
一　「美浜２号機に関する運転記録の概要」
－更に明らかとなった関西電力の数多くの事実隠しと嘘－
二　関電発表をもとにした事故の経過
三　炉心溶融したスリーマイル島原発事故と酷似している美浜事故
－加圧器の水位計を見誤った運転員－
四　事故後４８日目に明らかとなった炉心の沸騰
－沸騰の事実を共謀して隠し続けた関電と被告－
五　破綻した被告の「ＴＭＩ事故は本件審査を左右しない」との主張
(1) ＴＭＩ事故と同様、美浜原発の運転員も加圧器水位計の上昇を誤判断し、ＥＣＣＳ操作を誤った
(2) 動かなかった加圧器逃し弁
－定期検査の際のバルブの締め忘れ。ＴＭＩ２号の補助給水の送水不能をもたらした同じ原因が美浜２号で再現
六　美浜２号炉細管破断事故と本件２号炉安全審査及び変更許可申請書における細管破損事故の事故解析と結果
(1) 本件２号炉安全審査と事故解析
七　結論　美浜２号機事故は本件安全審査のズサンさを実証した。よって本件許可処分の違法は明白となった
八　被告準備書面（２７）についての問題点及び求釈明
(1) 全国に拡がる－原子力安全委員を更送せよ－の声
(2) 低く見積もられている放出放射能量
(3) 事故期間中一般見学者を構内に放置した許し難い犯罪
－被告はこの見学者の被曝量を明らかにせよ－
(4) 美浜２号炉事故の原因はまだ何もわかっていない
－数多くの事柄、原因が不明なまに「とにかく本件審査とは関係ない」と言いくるめようとする電力会社のお先棒かつぎの被告通産省－
(5) 炉心、核燃料と核燃料管、そして原子炉圧力容器への事故による影響もまだ何もわかっていない
－炉心内の沸騰は１回だけだったか？核燃料管の露出損傷の可能性もある美浜２号機事故－

はじめに

本年２月９日に発生した関西電力美浜原子力発電所２号機の蒸気発生器細管の完全両端破断事故、いわゆるギロチン破断事故は、放射能に汚染された原子炉内の冷却水が、破断によって、二次系に流出し、そのまま大気中に蒸気となって放出され、あるいは海水中に、放出されるという事態となった。これはいかなる事故の際においても放射能を格納容器内にとどめることができるとされていたことが、全く無力であったことが、証明された事故であった。

また、この破断事故による冷却水の流出によって、原子炉が空焚きとなるのを防ぐために設けられていた非常用炉心冷却装置は作動したものの、その効果は実際にはどう働いたかという点について大きな疑問が生じている。

原告は、今回の事故が発生した直後に明らかになった事実をもとに、前回２月２１日の公判に、同事故と本件２号炉許可処分に関する書面を提出した。その書面において原告は、「くり返し強調するが、今回の美浜２号炉事故の事実経過・内容すら、我々国民が知らされているのは一部にすぎない。まだ多くの、事故に関わる事象が関電によって隠され－略－政府・通産省・福井県の三者の手の中に握られ、伏せられている可能性は大きいのである－」（同書面ｐ11～12）と「断言」している。事態は、原告らの断言した通りであった。即ち、原告らの書面提出後、関西電力、通産省が当初発表していた内容と全く異なる、あるいは伏せられていた重大な事実がその後、次々と明らかになっているのである。　原告は今回の書面において、前回書面のまとめで項目的に示した①から⑩までの各事実について、更に、具体的に詳述する予定としていた。しかし、つい最近になって、今回の事故の経過を関西電力が公表したデータを入手した。このデータは、事故経過の中のいくつかの重要な事実が示されていないものではあるが、今回の事故の“流れ”を知る上では、一応、重要なデータであるといえる。

従って、本書面においては、先ず、本件２号炉と同型の美浜２号機での事故について、このデータをもとに、事故の経過を追う。そして、その結果として、明らかになってきた問題点、疑問点を指摘する。

更に、美浜２号機事故の後、各方面から指摘されている１９７９年（昭和５４年）に発生した米国スリーマイル島原子力発電所２号機の「炉心溶融」事故との同質性について、同事故と今回の事故との経過と結果について、被告主張と原告主張を踏まえて検討する。

その後に、今回の事故の中で公表された諸事実と、本件２号炉安全審査との間連について検討し、美浜事故について、今だに明らかにされていない重大な問題、核燃料管の一部が損傷している可能性もあることも指摘した上で、本件２号炉と同じメーカーの同型の原発において発生した事故の実態は、本件２号炉における安全審査のズサンさと無力さを実証していること、従って同審査をもとにして成された本件許可処分は違法であり、取り消されねばならないことを主張する。

そして最後に、被告が５月２１日付けで提出した準備書面（２７）に対する問題点の指摘及び求釈明を行う。

一　「美浜２号機に関する運転記録の概要」
－更に明かとなった関西電力の数多くの事実隠しと嘘－

原告が今回入手した資料は、事故当事者の関西電力が公表した、２月９日から１０日にかけての美浜２号機事故の事故経過を示したものである（以下「運転記録」と略す）。この資料は、約５００部作成され、関西はもとより全国に配布されたものである。当然、被告も入手しているものであるが、一応、証拠として提出する（甲３２号証の１）。資料中には、冷却材（一次系）圧力、加圧器水位など１０種類のデータがグラフで時間経過ごとに連続的に示されている。但し、１３時４０分から１５時５０分までは、時間目盛りは１０分間隔、１６時以降は６０分間隔で示されている。

この運転記録の経過を追う前に、この記録から欠落しているものについて先ず見ておきたい。

同記録は、２月９日午後１３時４０分から始まっている。しかし、既に、前回書面と証拠で明らかにした通り、当初発表の１３時４０分より１時間も前の同日午後１２時４０分には、運転員が蒸気発生器ブローダウン系モニター（Ｒ－１９）の指示値が上昇をしてい